

# 都心部の水辺の社会実験に見る事業スキームに関する研究

## A STUDY ON THE BUSINESS SCHEME FROM SOCIAL EXPERIMENT OF THE WATERSIDE IN INNER CITY

菅原 遼\*・市川尚紀\*\*・畔柳昭雄\*\*\*

Ryo SUGAHARA, Takanori ICHIKAWA and Akio KUROYANAGI

**要旨:** 本研究では、河川敷地占用の規制緩和措置に基づく「水辺の社会実験」の取り組みに着目し、都心部の河川で実施されている取り組みに見られる事業スキームの把握及び事例間の比較検討による事業評価を行った。その結果、各事例では、河川区域の占有形態及び取り組みに係る組織・団体に応じて事業スキームを構築することで、新規事業者参入における公平性の確保を図っていることを捉えた。また、多様な組織・団体が係わる都心部の取り組みにおいては、協議会や民間事業者が占有主体になることで、占有許可に至るまでの手続きを簡略化し、円滑な事業展開を図っていることを明らかにした。

**キーワード:** 水辺, 規制緩和, 社会実験, オープンカフェ, 事業スキーム

### 1. はじめに

#### 1.1 研究背景と目的

1970年代初頭に親水の概念が提起され、80年代後半にはウォーターフロントブームが台頭し、以来、水辺に対する人々の関心は、河川や海辺、水路や運河にまで及び、水辺は親水性に富んだ空間整備がなされてきている。

こうした水辺に対する取り組みの中で、水域の規制緩和の動きに着目すると、東京都臨海部の運河では、2005年に東京都港湾局が策定した「運河ルネサンス事業」に基づき、運河空間に民間事業者が水上レストランや浮桟橋を設置し営利事業を行うことが可能となった<sup>1)</sup>。

これに類似した河川の規制緩和の動きとしては、1999年に国土交通省により改正公布された「河川

敷地の占有許可準則」が挙げられ、地元市町村が主体的に判断できる包括的占有許可が可能になった。しかし、占有許可の対象となる主体や施設は限定的で、営利目的での河川占有は認められなかった。そのため、2004年3月の通達で「河川敷地占有許可準則の特例措置」が設けられ、河川局長が指定した区域内に限り、民間事業者が飲食店や照明施設等を設けた上での営利事業が可能となった<sup>注1)</sup>。これを受けて、限定的ではあるが河川区域で社会実験を展開できるようになった<sup>2)</sup>。

これに伴い、広島市京橋川では、全国で初めてとなる独立店舗型のオープンカフェを設置し、民間事業者による河川敷地での営利事業及び維持管理運営が行われるようになった。

また、2011年3月の通達では「特例措置の一般

\*正会員 長谷工コーポレーション (現在 日本大学理工学部海洋建築工学科)

\*\*非会員 近畿大学工学部建築学科, \*\*\*正会員 日本大学理工学部海洋建築工学科

化」により、全国の河川管理者が指定した区域においても特例措置の内容が実施可能となり、行政や事業者、地域住民が連携することで、河川空間の賑わい創出及び管理運営を意図した水辺の社会実験が都心部から郊外までを含めた水辺全般へと波及し実施され、現在では全国 19 都市<sup>注3)</sup>まで展開されてきている<sup>3)4)</sup>。

こうした「水辺の社会実験」を対象とした研究は、筆者らによる香取市利根川の利用実態を捉えた研究<sup>5)</sup>をはじめとして、オープンカフェ事業に着目した土井らの研究<sup>6)~10)</sup>、広島市の事例の利用実態と関係者意識に着目した藤本らの研究<sup>11)~12)</sup>、大阪市の事例における河川占用と利用に着目した圓道寺らの研究<sup>13)</sup>が報告されている。このように、現状では個別の事例を取り上げた研究が行われているが、事例間の横断的な比較検討による事業評価を行った研究は見受けられない。

公共空間である河川区域を活用する水辺の社会実験の取り組みは、河川管理者や事業者、地域住民等、多様な関係者が係ってくるため、利用・管理運営における組織・団体間の意見調整やルールづくりが重要となる。特に都心部の河川において取り組みを実施する際には、河川区域内の利用形態や周辺環境との関係性を考慮した上での事業スキームの構築が求められる。そのため、水辺の社会実験に見られる事業スキームの特徴を捉え、各事例の比較検討を行うことで、組織・団体の役割や事業スキームのあり方を検討する必要がある。

そこで本研究では、現在、全国各地で行われている水辺の社会実験の中から、特に都心部に展開されている事例に着目し、大阪府大阪市・広島県広島市・愛知県名古屋市・福岡県福岡市・東京都台東区の 5 都市を対象として、各都市の取り組みに見られる事業スキームを捉え、横断的な比較検討による事業評価を行うことで、今後の水辺の市民開放に向けた実施体制構築の方策を検討する。

地方公共団体からの要望

〈河川管理者〉

- ①「都市・地域再生等利用区域の指定」
  - ・治水、利水上の支障等の生じることがない箇所での区域指定
  - ・「河川敷地の利用調整に関する協議会等」の活用等による地域の合意形成
- ②「都市・地域再生等占用方針」の策定
  - ・占用施設の決定
  - ・許可方針の決定
- ③「都市・地域再生等占用主体」の決定
  - 1) 公的主体
  - 2) 協議会において承認された営業活動を行う民間事業者等
  - 3) 営業活動を行う民間事業者等

占用許可

〔占用期間〕公的主体：10年以内・その他民間事業者等：3年以内

図1 占用許可の特例措置の仕組み

表1 調査対象事例

No.	指定年月	都市名	河川名	関連事業名
1	2004年3月	大阪府大阪市	道頓堀川	道頓堀川水辺整備事業
2	2004年3月	広島県広島市	京橋川・元安川	「水の都ひろしま」水辺のオープンカフェ
3	2005年1月	愛知県名古屋	堀川	堀川納屋橋地区河川敷地活用事業
4			大川	川の駅はちけんや
5	2008年8月	大阪府大阪市	堂島川・土佐堀川	中之島公園サービス施設・レストラン
6			土佐堀川	大阪川床「北浜テラス」事業
7			堂島川	堂島川賑わい空間創出事業(中之島パークス)
8	2008年11月	福岡県福岡市	薬院新川	博多の水辺空間魅力創出事業
9	2012年7月	大阪府大阪市	堂島川	中之島にぎわいの森づくり事業
10	2012年12月	東京都台東区	隅田川	隅田公園オープンカフェ

表2 調査概要

項目	調査内容		
調査対象	都心部5都市における水辺の社会実験10事例		
調査方法	文献調査・現地調査・ヒアリング調査		
調査期間	2010年4月～2014年12月		
調査内容	No.	文献調査	ヒアリング調査
	1	大阪府中・河川敷地占用許可申請に基づき都市・地域再生等利用区域の指定について 大阪府中・道頓堀川・京橋川・元安川・土佐堀川等の河川敷地の活用に関する協議会の開催について 愛知・名古屋地区河川敷地活用協議会	大阪府道頓堀川水辺整備事業
	2	広島府中・河川敷地占用許可申請に基づき都市・地域再生等利用区域の指定 水の都のオープンカフェ2003 水の都ひろしま推進協議会「水の都ひろしま」及び「元安川オープンカフェ」 広島府中・道頓堀川水辺整備事業2007 広島府中・水の都ひろしま水辺のオープンカフェ	広島府中・道頓堀川水辺整備事業2007 広島府中・水の都ひろしま水辺のオープンカフェ
	3	名古屋府中・河川敷地占用許可申請に基づき都市・地域再生等利用区域の指定について 名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007 名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007 名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007 名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007	名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007 名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007 名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007 名古屋府中・道頓堀川水辺整備事業2007
	4	大阪府中・水の都のオープンカフェ MPO法人大阪水上安全協会「川の駅はちけんや」 MPO法人大阪水上安全協会「川の駅はちけんや」 MPO法人大阪水上安全協会「川の駅はちけんや」	大阪府中・水の都のオープンカフェ MPO法人大阪水上安全協会「川の駅はちけんや」 MPO法人大阪水上安全協会「川の駅はちけんや」
	5	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ
	6	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ
	7	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ
	8	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ
	9	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ	大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ 大阪府中・水の都のオープンカフェ
10	東京都台東区・隅田公園オープンカフェ協議会「隅田公園オープンカフェ」 東京都台東区・隅田公園オープンカフェ協議会「隅田公園オープンカフェ」 東京都台東区・隅田公園オープンカフェ協議会「隅田公園オープンカフェ」	東京都台東区・隅田公園オープンカフェ協議会「隅田公園オープンカフェ」 東京都台東区・隅田公園オープンカフェ協議会「隅田公園オープンカフェ」 東京都台東区・隅田公園オープンカフェ協議会「隅田公園オープンカフェ」	

1.2 河川敷地占用許可の特例措置の概要

占用許可の特例措置の仕組みを図1に示す。特例措置に基づく占用許可を受けるための流れとして、河川管理者による①「都市・地域再生等利用区域」(以下、指定区域)の指定、②占用施設・許可方針の決定、③占用主体の決定がある。①区域

事例 No.	1	2		3	4	5
用途	オープンカフェ	オープンカフェ	オープンカフェ・売店	オープンカフェ	レストラン・観光案内所	レストラン
店舗形態	併用型	併用型	占用型	併用型	占用型	占用型
管理者	大阪市	広島県		名古屋市	大阪府	大阪府
協議会	道頓堀川水辺協議会	水の都ひろしま推進協議会		堀川納屋橋地区 河川敷地利用調整協議会	中之島水辺協議会	中之島水辺協議会
占用者	民間事業者	水の都ひろしま推進協議会		公的機関	民間事業者	民間事業者
事業者	民間事業者	民間事業者		民間事業者	民間事業者	民間事業者
事例写真						
事例 No.	6	7	8	9	10	店舗形態
用途	川床	レストラン・ギャラリー 売店・船着場	オープンカフェ	レストラン・結婚式場 船着場	オープンカフェ・売店	【占用型】 
店舗形態	併用型	占用型	併用型	占用型	占用型	公有地
管理者	大阪府	大阪府	福岡県	大阪府	東京都	6事例 (No.2.4.5.7.9.10)
協議会	中之島水辺協議会	中之島水辺協議会	—	中之島水辺協議会	隅田公園 オープンカフェ協議会	【併用型】 
占用者	北浜水辺協議会	公的主体	福岡市	民間事業者	民間事業者	公有地 民有地
事業者	民間事業者	民間事業者	民間事業者	民間事業者	民間事業者	5事例 (No.1.2.3.6.8)
事例写真						

図2 河川区域の利用形態

指定の際には、地域の合意を図る必要があり、行政機関や地域住民、事業者等で構成された「河川敷地の利用調整に関する協議会等」(以下、協議会)の設置が求められている。占用主体は公的機関、協議会によって承認された民間事業者、民間事業者とされている。尚、占用期間としては占用者が公的機関の場合は10年、その他民間事業者等の場合は3年間迄と定められている<sup>14)</sup>。

表3 各事例の機能・用途

機能	カオ フィー ブ ン	飲食 レス トラ ン	川 床	販売 売 店	展示 ギ ャ ラ リ ー	観光 観 光 案 内 所	冠婚葬祭 結 婚 式 場	船舶係留 船 着 場
1	●							
2	●			●				
3	●							
4		●				●		
5		●						
6			●					
7		●		●	●			●
8	●							
9		●					●	●
10	●			●				
合計	5	4	1	3	1	1	1	2

表4 占用における実施要件

NO.	安全性の確保 (治水上の整備)	公平性の確保	空間機能の担保 (通路幅の確保)	景観面の配慮
1	水門整備による 水位調整	協議会による 事業者選定	通路幅2.0m の確保	周辺の景観 に対する配慮
2	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	通路幅3.0m の確保	店舗の色彩や 設置看板の限定
3	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	通路幅2.0m の確保	周辺の景観 に対する配慮
4	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	—	—
5	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	公園内の通路幅 3.0mの確保	周辺の景観 に対する配慮
6	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	—	川床の景観 ルールの策定
7	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	—	—
8	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	通路幅1.8m の確保	—
9	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	—	—
10	堤防天端での 営業	協議会による 事業者選定	指定区画内での 店舗営業	店舗規模・色彩 設置看板の限定

### 1.3 調査概要

調査対象事例を表1、調査概要を表2に示す。本研究では、2015年2月時点において、特例措置に基づき水辺の社会実験が展開されている全国19都市<sup>注3)</sup>の中から、東京都及び政令指定都市の市街地において取り組みが実施されている5都市10事例を調査対象として選定した<sup>注4)</sup>。これらの対象事例について、既往研究及び資料収集(実施要項、募集要項、店舗概要、行政及び利用者アンケート等)により事業内容及び経緯を把握し、現地調査により立地環境及び河川敷地の利用状況を把握

した。また、関係者へのヒアリング調査により事業スキームや取り組みの効果及び問題・課題点を把握した。尚、ヒアリング調査は2010年4月から2014年12月迄継続的に実施した。

## 2. 水辺の社会実験の実施状況

### 2.1 河川区域内の利用形態

河川区域の利用形態を図2、各事例の機能・用途を表3に示す。水辺の社会実験10事例では、河川区域内において商業利用の取り組みが行われており、場所毎の空間構成に応じて施設を設置し、オープンカフェ(5事例)やレストラン(4事例)、売店(3事例)、船着場(2事例)、川床(1事例)、ギャラリー(1事例)、観光案内所(1事例)、結婚式場(1事例)を展開していた。

各事例の店舗形態に着目すると、河川区域内に店舗とテラス席を設ける「(公有地)占用型」と既存建物に店舗を設け河川区域にテラス席を設ける「(公民有地)併用型」に大別でき、占用型が6事例、併用型が5事例見られた。

### 2.2 事業実施のための要件

各事例の実施要件を表4に示す。河川区域の占用における実施要件は、①安全性の確保、②公平性の担保、③空間機能の担保、④景観面への配慮があり、各事例では周辺環境や河川区域内の空間構成に配慮した独自の対応が図られていた。①は冠水及び増水時にも影響を受けない堤防天端を事業場所として選定している。②は協議会や占用主体である民間事業者によって事業者を公募・選定する体制を構築している。③は緊急車両や歩行者用通路の確保として幅員確保が図られており、確保する幅員は場所毎の河川区域の幅員によって異なる。④は周辺環境への景観的配慮としてルール策定が行われており、施設規模や色彩等、事例毎にその内容は異なる。

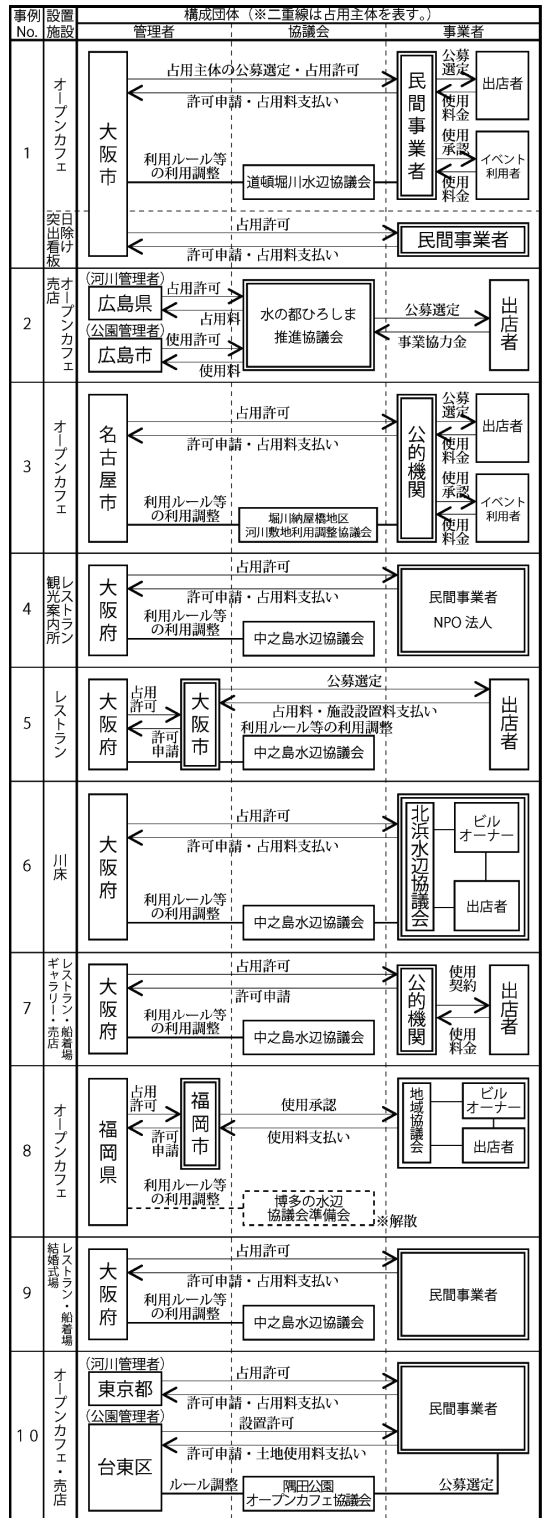


図3 各事例の事業スキーム

### 3. 事業スキームの考察

各事例の事業スキームを図3に示す。水辺の社会実験に見られる事業スキームは「管理者-協議会-事業者」によって構成されており、占用主体は事例毎に異なる。河川区域内の占用においては、事業者や水辺に関わる各種組織・団体などが存在するため、こうした関係者間の意見調整及び事業推進を円滑に行うための事業スキームが要される。

#### 3.1 事業スキームの分類

占用主体から見た事業スキームの分類を図4に示す。各事例に見られる事業スキームを占用主体と事業者の関係性によって分類すると、「直接型」と「仲介型」に大別できる。「直接型」は河川管理者から事業者に対して直接的に占用許可を与え、「仲介型」は事業者とは異なる組織・団体が仲介役として占用許可を受け、事業者と利用契約等を締結する形式であり、「直接型」は4事例、「仲介型」は7事例見られた。

大阪市道頓堀川(No.1)の事例では「直接型・仲介型」双方の事業スキームが見られ、日除け、突出看板等の沿川建物に河川区域に張り出す形式で取り付ける容易に撤去出来ない施設は「直接型」、オープンカフェ事業に伴うテラス席等の仮設的な施設は「仲介型」の事業スキームとして運用されている。また、「仲介型」における仲介役として占用許可を受ける組織・団体は事例毎に異なり、公的機関、協議会、民間事業者が見られた。各占用主体は、公募形式による事業者選定や沿川店舗への事業参入の促進を図り事業を推進している。

#### 3.2 占用形態と事業スキームの関係性

各事例に見られる占用形態を図5、占用形態と事業スキームの関係性を表5に示す。水辺の社会実験に見られる各事例は、設置施設と占用方法の関係性を踏まえた占用形態として「Ⅰ：沿川建物

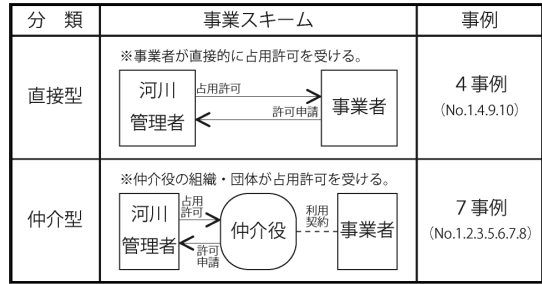


図4 事業スキームの分類

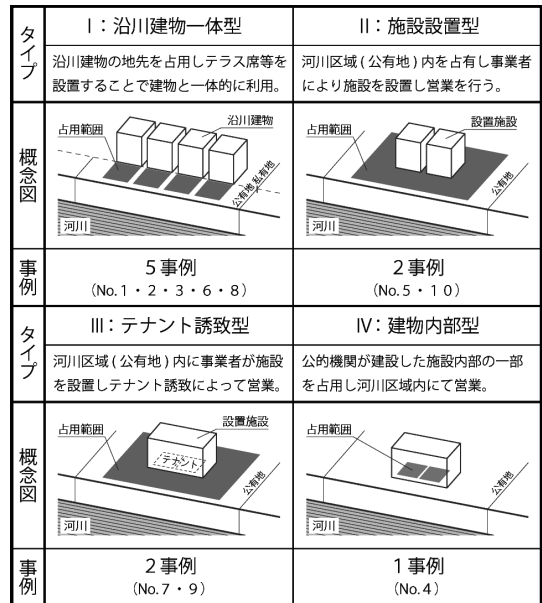


図5 各事例に見られる占用形態

表5 占用形態と事業スキームの関係性

事業スキーム		占用形態										合計
		Ⅰ					Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ	
		1	2	3	6	8	5	10	7	9	4	
直接型	●						●		●	●		4
仲介型	●	●	●	●	●	●		●				7

一体型(5事例)」「Ⅱ：施設設置型(2事例)」「Ⅲ：テナント誘致型(2事例)」「Ⅳ：建物内部型(1事例)」の4タイプに分類できる。タイプⅠは5事例と最も多く見られ、都心部の河川区域は幅員が狭い場所が多く、事業場所が限定的であるため、後背地に立地する建物の地先にテラス席等を設けた一体的な利用がなされている。

占用形態と事業スキームの関係性に着目すると、

タイプⅠの全ての事例において仲介型の事業スキームにて運用されていることがわかる。沿川建物との一体的利用による取り組みの場場合は、参入する事業者が不特定多数となり、新規事業者の選定に対する公平性の確保が求

められるため、公的機関や協議会、民間事業者が仲介役として占用許可を受け、事業者の公募選定や利用ルールの策定を行い、継続的に新規事業者が参入しやすい体制づくりを行っている。また、事業者が施設を設置するタイプⅡ・Ⅲは事業範囲及び参入事業者が限定的であるため、公的機関による仲介型の事業スキームや直接型の事業スキームが多く見られた。

表 6 事例毎の協議会の係り方

No.	協議会名	河川区域利用 ルール調整	地域内の 意見調整	占用主体	事業者の 公募選定	占用主体への 運営状況確認	事業評価	構成団体
1	道後堀川 水辺利用検討会	●				●		学識者・地域住民・行政機関 (事務局：大崎市)
2	水の都ひろしま 推進協議会	●		●	●		●	学識者・地域住民・地元企業・行政機関 (事務局：国土交通省・広島県・広島市)
3	堀川納屋橋地区 河川敷地利利用調整協議会	●			●	●		学識者・地域住民・行政機関 (事務局：名占屋市)
4	中之島水辺協議会	●	●				●	学識者・地域住民・行政機関 (事務局：大坂府)
5	中之島水辺協議会 (中之島公園部会)	●	●				●	学識者・地域住民・行政機関(公園管理者含む) (事務局：大坂府)
6	中之島水辺協議会 (土佐堀川北浜地域部会)	●	●				●	学識者・地域住民・地元企業・行政機関 (事務局：大坂府)
7	中之島水辺協議会 (堂島川中之島5丁目地域部会)	●	●				●	学識者・地域住民・地元企業・行政機関 (事務局：大坂府)
8	博多の水辺協議会準備会 (※解散)	●						地域住民・地元企業・行政機関 (事務局：福岡市)
9	中之島水辺協議会	●	●				●	学識者・地域住民・行政機関 (事務局：大坂府)
10	隅田公園オープンカフェ協議会	●	●		●			学識者・地域住民・行政機関 (事務局：台東区)

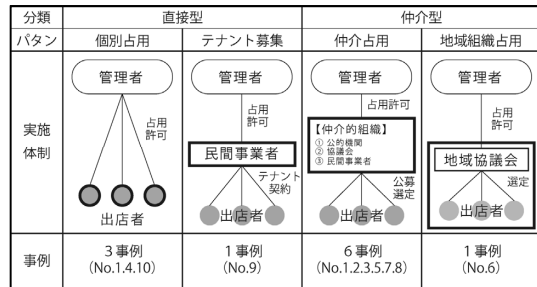


図 6 主体間の係わり方の分類

### 3.3 管理者の役割

管理者は、河川区域利用における占用許可を与えるのと同時に、協議会へ参画することで河川区域内の利用ルール調整のための意見調整を図っている。また、管理者の負担により河川区域内における電気、上下水道、ガス管等のインフラ設備を施すことで事業者の資金的負担を軽減でき、事業者参入を促すことができる。

水辺に近接し緑量が多い都市公園内に事業場所が立地する場合、豊かな自然環境を享受できるが、公園管理者からの使用許可等を受ける必要がある。広島市京橋川・元安川(No.2)や大阪市堂島川・土佐堀川(No.5)、台東区隅田川(No.10)の事例のように、公園管理者である公的機関が占用主体もしくは協議会に参画し、事業の検討段階から河川管理者や事業者との意見調整を行うことで、事業に係わる関係者間の連携体制の構築を図っている。

### 3.4 協議会の係り方

各事例の協議会の係り方を表6に示す。各事例では、区域指定に伴い行政や地域住民、学識経験者、事業者等で構成された協議会を設置し、事業展開における地域の合意形成を図っている。各事例における協議会の役割には、河川区域の利用ルール調整や地域内の意見調整、事業者の公募選定、占用主体等があり、協議会毎に連携体制における役割や事業への係り方が異なる。

広島市京橋川・元安川(No.2)の事例は、水の都ひろしま推進協議会が占用主体となりオープンカフェの利用ルール策定や事業者の公募・選定を行っている。同協議会には河川管理者や公園管理者も参画しており、事業を実施する上での円滑な河川占用及び公園使用を図っている。このように、協議会が占用主体となり事業推進及び関係者間の意見調整を行う場となっている。

表 6 水辺の社会実験の事業評価

事例No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
実施体制/タリ	個別占用 仲介占用	仲介占用	仲介占用	個別占用	仲介占用	地域組織占用	仲介占用	仲介占用	テナント募集	個別占用	
水辺空間利用 における考慮 事項	公平性の確保	・公算による占用主体の選定 ・占用主体と沿川店舗の出店 者間で利用契約を締結	・占用主体(協議会)の公算による 出店者選定 ・3年毎の契約更新	・公算による占用主体の選定 ・公算による沿川店舗の出店 者間で使用契約を締結	・公算による占用主体の選定 ・公算による沿川店舗の出店 者間で使用契約を締結	・占用主体(公的機関)の公算による 出店者選定 ・3年毎の契約更新	・占用主体(事業者協議会)と 沿川店舗の出店者間で利用契約 を締結	・公算による公的機関の公算による 出店者選定 ・公算による沿川店舗の出店 者間で利用契約を締結	・公算による占用主体の選定 ・公算による沿川店舗の出店 者間で利用契約を締結	・公算による占用主体の選定 ・3年毎の契約更新	・公算による占用主体の選定 ・3年毎の契約更新
	公益性の確保	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当	・出店者より徴収した事業債 金を追加環境整備費に充当	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当	・出店者より徴収した使用 料を維持管理費に充当	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当	・出店者より徴収した使用料 を維持管理費に充当
	地域内の 合意形成 意見調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整	・協議会を媒介とした合意 形成及び意見調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整	・協議会、事業者協議会を 媒介とした合意形成及び意見 調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整	・協議会を媒介とした合意形 成及び意見調整
河川区域の 維持管理	・占用主体(民間事業者)による 管理や清掃等の維持管理 ・出店者の店舗周辺の定期 清掃等の維持管理	・公的機関による維持管理 ・出店者による店舗周辺の定期 清掃等の維持管理	・占用主体(公的機関)による 管理や清掃等の維持管理	・占用主体(民間事業者、NPO) による河川敷地域の施設管理	・出店者による店舗周辺の定 期清掃等の維持管理	・出店者による店舗周辺の定 期清掃等の維持管理	・店舗周辺は出店者による定 期清掃等の維持管理	・店舗周辺は出店者による定 期清掃等の維持管理	・店舗周辺は出店者による定 期清掃等の維持管理	・公的機関(台東区)による 維持管理 ・店舗周辺は出店者による定 期清掃等の維持管理	
利用ルール の策定・徹底	・協議会によるルール策定 ・占用主体(民間事業者)による ルール指導・徹底	・協議会によるルール策定及び 徹底	・協議会によるルール策定 ・占用主体(公的機関)による ルール指導・徹底	・協議会によるルール策定及 び徹底	・協議会によるルール策定及 び徹底	・事業者協議会によるルール 策定及び徹底	・事業者協議会によるルール 策定及び徹底	・協議会によるルール策定及 び徹底	・協議会によるルール策定及 び徹底	・協議会によるルール策定及 び徹底	

また、大阪市(No. 4, 5, 6, 7, 9)の事例では、指定区域内で複数の事業が行われているため、協議会内に部会を設置し各事業に係る組織・団体を参画させることで、事業毎の体制づくりを行っている。

このように、協議会の役割や事業への係わり方は実施地区によって異なるが、実施地区の協議会では、行政(河川管理者・公園管理者)や市民(事業者・地域住民等)が参画することで、河川利用ルールの策定及び地域内の意見調整を行う役割を担っている。

### 3.5 事業者の役割

事業者は、河川区域で営利活動を行うにあたり、河川区域内の清掃活動や日常的な維持管理等の環境保全が求められる。また、設置する店舗形態によっては施設整備や沿川建物の改修、インフラ整備等の資金的負担が発生する場合がある。

一方、大阪市土佐堀川(No. 6)の事例では、河川沿いの沿川建物から張り出した川床の設置を促進するため、地域の不動産・建築の専門家や沿川建物のビルオーナー、テナントで構成された事業者協議会を設立し、事業者協議会自らが占用主体となり事業スキームを簡略化することで占用許可を受けやすくしている。また、店舗誘致及び川床設置における専門的視点による指導・助言を行うことで新規事業者の参入を図っている。

## 4. まとめ

主体間の係わり方の分類を図 6、水辺の社会実験の事業評価を表 6 に示す。水辺の社会実験を行う上での事業スキームにおける考慮事項を整理すると、①公平性の確保、②公益性の確保、③地域内の合意形成・意見調整、④河川区域の維持管理、⑤利用ルールの策定・徹底が挙げられる<sup>15)</sup>。各事例の事業スキームを踏まえ、下記に整理する。

### ① 公平性の確保

各実施地区では、公的機関が協議会への参画や占用主体の役割を担い、公募形式による事業者選定を行うことで、河川区域の利用機会の公平性の確保を図っている。また、三年毎の契約更新手続きを義務付ける等、河川区域内における既得権益化の防止を図っている。一方、沿川店舗と一体的に事業を実施する併用型の店舗形態では、参入できる出店者が沿川店舗に限定されたため、沿川建物の所有者及びテナントと連携し、事業者参入における公平性を確保するための体制構築が要される。

### ② 公益性の確保

各実施地区では、出店者から徴収した使用料や協力金等を河川区域内における環境整備費や維持管理費に充当することで公益性を確保している。今後、河川区域における出店需要が高まった場合には、地域毎の立地性や店舗の収益性等の地域特性を考慮した上で適切に設定していく必要がある。

### ③ 地域内の合意形成・意見調整

多様な組織・団体が係わることが想定される都心部の河川区域利用において、各実施地区では、協議会が中心となり地域内の合意形成及び意見調整を図っていた。また、不動産・建築分野の専門家や沿川建物の所有者及びテナントが参画する事業者協議会が占用主体となり、施設設置における建築的かつ法的な指導・助言を行っている事例もみられ、このように地域毎の組織・団体の構成及び関係性や事業形態に応じた体制構築が要される。

### ④ 河川区域の維持管理

河川区域内の日常的な維持管理においては、出店者が店舗周辺の定期的な清掃活動や維持管理を担うことで、従来、河川・公園管理者が担っていた管理業務の負担を軽減していた。一方、河川区域内の電気・ガス等のインフラ整備を自治体が担っている事例もみられた。このように、河川区域内の維持管理については、組織・団体毎に役割分担を行う必要がある。

### ⑤ 利用ルールの策定・徹底

各実施地区では、協議会が中心となり河川利用ルールを策定し、施設の構造や色彩、客席形態等の指導を行っている。また、事業者協議会内での施設設置におけるルール策定を行っている事例もみられた。このように、地域内でルールの指導・徹底を行うための実施体制の構築が要される。

以上より、水辺の社会実験では、公共空間である河川区域を活用する上で、オープンカフェや川床等の施設を設置することで賑わいを生み出し、かつ、日常的な維持管理や利用ルールの徹底を占用主体や出店者が担うといった「行政-市民」間の連携による実施体制が模索されていた。また、河川区域の占用形態及び組織・団体の構成に応じて事業スキームを構築し、河川区域利用における公平性及び公益性の確保を図っていた。特に、多様な組織・団体が係る都心部の取り組みでは、協議会

や事業者が占用主体となり、事業スキームを簡略化しており、河川区域の占用許可を受けるための実施体制が構築されていた。

今後、都心部の取り組みでは、事業実施における「行政-市民」の連携体制を構築するだけでなく、協議会等の中間的組織が事業者選定や地域内の意見調整、利用ルールの策定等の役割を担うことで多様な組織・団体の連携を促進していく必要があり、こうした地域内をコーディネートするための地域主導による実施体制の構築を検討していくことが望ましいと考える。

## 補注

- 注1) 河川敷地とは、河川法第6条で指定された河川区域内を指す。本稿では区域とする。
- 注2) 2014年10月の国土交通省水管理・国土保全局水政課へのヒアリング調査に基づく。
- 注3) 2015年2月時点で特例措置に基づき取り組みを実施している19都市を下表に示す。

No.	指定時期	都市名	河川名
1	2004年3月	広島県広島市	京橋川・元安川・太田川
2	2004年3月	大阪府大阪市	道頓堀川
	2008年8月		大川・堂島川・土佐堀川
3	2005年1月	愛知県名古屋市中区	堀川
4	2008年3月	千葉県香取市	利根川
5	2008年11月	福岡県福岡市	薬院新川・那珂川
6	2010年3月	北海道平取町	沙流川
7	2010年3月	大阪府箕面市	箕面川
8	2012年10月	新潟県見附市・長岡市	刈谷田川
9	2012年11月	東京都渋谷区	渋谷川
10	2012年12月	東京都台東区	隅田川
11	2012年12月	徳島県徳島市	新町川
12	2013年3月	新潟県新潟市	通船川
13	2013年5月	埼玉県ときがわ町	都幾川
14	2013年5月	埼玉県飯能市	入間川
15	2013年6月	岡山県和気町	吉井川
16	2014年2月	静岡県浜松市	都田川
17	2014年2月	静岡県沼津市	狩野川
18	2014年5月	埼玉県春日部市	大落古利根川
19	2014年5月	埼玉県寄居町	荒川

- 注4) 都心部の事例としては、東京都渋谷区渋谷川(上表 No. 9)も挙げられるが、再開発事業終了後の事業着手となっており、2014年12月現在、具体的な取り組みは行われていない。そのため本研究では事例対象外とした。



## 引用・参考文献

- 1) 菅原遼・坪井塑太郎・畔柳昭雄：運河ルネサンス事業における運河の利用実態と課題，環境情報科学学術研究論文集 28，pp414-418，2014.12
- 2) 杉恵頼寧・新上敏彦：社会実験による水辺の再生～広島市の京橋川オープンカフェ～，都市計画 No. 278，pp. 37-40，2009.4
- 3) 桐生篤：改正された河川敷地占用許可準則の運用に関する考察，行政資料，2011
- 4) 水辺の社会実験研究会：水辺の社会実験に関する調査研究報告書，2011.3
- 5) 菅原遼・大橋南海子・土井裕佳・畔柳昭雄・坪井塑太郎・市川尚紀：都市の水辺の社会実験に関する研究-その2 香取の事例-，日本建築学会学術梗概集(北陸)，2010.9
- 6) 土井裕佳・菅原遼・坪井塑太郎・大橋南海子・市川尚紀・畔柳昭雄：都市の水辺の社会実験に関する研究-その1 広島・大阪の事例-，日本建築学会学術梗概集(北陸)，2010.9
- 7) 土井裕佳・市川尚紀：水辺の社会実験に関する研究-広島・大阪のオープンカフェを対象として-，日本建築学会中国支部研究報告集 第33巻，2010.3
- 8) 土井裕佳・難波義郎・市川尚紀・村川三郎：都市の水辺の社会実験に関する研究-広島・福岡・大阪・名古屋の事例-，日本建築学会中国支部研究報告集 第34巻，2011.3
- 9) 市川尚紀・土井裕佳・難波義郎：都市の水辺の社会実験に関する研究-その2 事業スキームの事例比較-，日本建築学会中国支部研究報告集 第35巻，2012.3
- 10) 土井裕佳・市川尚紀・難波義郎：都市の水辺の社会実験に関する研究-その3 空間構成の事例比較-，日本建築学会中国支部研究報告集 第35巻，2012.3
- 11) 藤本和男・嘉名光市・赤崎弘平：公共空間を利用したオープンカフェの利用実態と住民意識に関する研究-広島市京橋川河岸のケーススタディ-，日本都市計画学会論文集 No. 43-3，2008.10
- 12) 藤本和男・嘉名光市・赤崎弘平：公共空間を利用した外部地先利用空間の利用実態と評価に関する研究-広島市京橋川のケーススタディ-，日本都市計画学会論文集 No. 46-1，2011.4
- 13) 圓道寺ゆみ・宮脇勝：規制緩和に伴う河川沿いの占用と利用に関する研究-水都大阪官民一体事業の特徴と利用状況に着目して-，日本都市計画学会論文集 No. 49，2014.4
- 14) 国土交通省：河川敷地占用許可準則の改正について，行政資料，2011
- 15) 篠原修・北原理雄・加藤源：公共空間の活用と賑わいまちづくり-オープンカフェ/朝市/屋台/イベント-，学芸出版社，2007.5

## 著者紹介



### 菅原 遼（正会員）

日本大学理工学部海洋建築工学科（千葉県船橋市習志野台 7-24-1），昭和 62 年生まれ，平成 24 年 3 月日本大学大学院理工学研究科博士前期課程（海洋建築工学専攻）修了，同年 4 月株式会社長谷工コーポレーション，現在日本大学理工学部海洋建築工学科助手，修士（工学），日本建築学会，環境情報科学センター正会員



### 畔柳 昭雄（正会員）

日本大学理工学部海洋建築工学科（千葉県船橋市習志野台 7-24-1），昭和 27 年生まれ，昭和 56 年日本大学理工学研究科博士後期課程（建築学専攻）修了，現在同大学教授，工学博士，日本建築学会，環境情報科学センター，日本都市計画学会会員。



### 市川 尚紀（非会員）

近畿大学工学部建築学科（広島県東広島市高屋うめの辺 1），昭和 46 年生まれ，平成 5 年東京理科大学工学部建築学科卒業，同年 4 月内井昭蔵建築設計事務所勤務，現在近畿大学工学部建築学科准教授，一級建築士，博士（工学），日本建築学会，日本都市計画学会，環境情報科学センター正会員

## A STUDY ON THE BUSINESS SCHEME FROM SOCIAL EXPERIMENT OF THE WATERSIDE IN INNER CITY

Ryo SUGAHARA, Takanori ICHIKAWA and Akio KUROYANAGI

**ABSTRACT :** The authors evaluated the project by grasp of business scheme and comparative examination during a case in the match conducted at riverside in urban area about the "social experiment of waterside" which is deregulation about exclusive use in a river district. As a result, the authors grasped that equity in entry of a new business person has been secured by the form of the exclusive use of a river district and building of a business scheme according to the organization which affects a match. And the authors grasped that it's being linked to smooth business expansion by simplification of a business scheme by a conference's and an enterpriser's becoming a subject of exclusive use in a match in an inter city the various organizations affect.

**KEYWORDS :** *Waterside, Deregulation, Social Experiment, Open Café, Business Scheme*